第　５　期
苫小牧市障がい福祉計画
（素案）

平 成 ３０ 年　２　月

苫　　小　　牧　　市

＜　目　次　＞

第１章　第５期障がい福祉計画の策定に当たって

Ⅰ　計画策定の概要 ―――――――――――――――――――――― 1

１　計画策定の背景

２　計画の性格と位置付け

３　計画の期間

Ⅱ　障がい者施策を取り巻く環境 ―――――――――――――――― 4

１　障がいのある方の人口の推移

２　障がい者制度改革とノーマライゼーション

Ⅲ　サービスの利用状況 ――――――――――――――――――― 7

１　訪問系サービス

２　日中活動系サービス

３　居住系サービス

４　障害児通所支援サービス

５　相談支援サービス

６　地域生活支援事業

第２章　計画の基本的な考え方

Ⅰ　基本理念 ―――――――――――――――――――――――― １２

Ⅱ　基本方針 ―――――――――――――――――――――――― １２

Ⅲ　平成３２年度の成果目標 ―――――――――――――――――― １３

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

２　地域生活支援拠点等の整備

３　福祉施設から一般就労への移行等

第３章　障害福祉サービス等の必要量の見込み

Ⅰ　障害福祉サービス等の体系 ――――――――――――――――― １５

Ⅱ　障害福祉サービス等の活動指標 ――――――――――――――― １６

１　訪問系サービス

２　日中活動系サービス

３　居住系サービス

４　障害児通所支援サービス

５　相談支援サービス

６　地域生活支援事業

第４章　計画の推進 ――――――――――――――――――――――― ２５

■　「障がい」のひらがな表記について　■

この計画書では、次の場合を除いて、「障がい」とひらがな表記をしています。

①　法令等で定義され、又は法令等から引用している用語

②　制度や事業の名称のほか、団体、施設名等の固有名詞

③　学術用語や医学等の専門用語として漢字表記が通例である用語

第　１　章

第５期障がい福祉計画の策定に当たって

Ⅰ　計画策定の概要

１　計画策定の背景

平成１０年代以降、障がい者施策の中核を担う障害福祉サービス等の提供については、「措置費制度」から「支援費制度」、「自立支援給付制度」と移り変わってきました。契約を通じた、障がいのある方の自己決定によるサービスの利用が定着してきた現在では、「自立支援給付制度」が身体、知的、精神等の障がいの種別に関わらない共通の制度として設けられている経過から、障がいのある方の自己実現への支援について、新たなあり方が求められています。一方で、障害福祉サービス等の提供体制については、サービス需要の急増やサービス提供基盤の地域間格差などが課題として顕在化しており、制度運営の将来にわたる持続可能性についても懸念されているところです。

このため、第３期苫小牧市障がい者計画（計画期間：平成２６年度から平成３４年度まで）では、「ともに創るやさしい苫小牧－自立を応援する福祉のまちづくり－」を基本理念として定め、「自己実現を応援するまちづくり」「暮らし続けられるまちづくり」「バリアフリーのまちづくり」を基本方針として、各種施策を展開しています。その中でも施策の体系に挙げられている「就労支援」や「生活支援」については、障害福祉サービス等の占める位置が大きいため、いかに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）に基づく業務を円滑に実施できるかが鍵となります。

本市では、障害者自立支援法の施行以来４期にわたり、障がい福祉計画を策定してきました。これまでの障がい福祉計画では、国が定めた基本指針に即して、障がいのある方の生活支援の基盤整備に係る部分について各年度におけるサービス量等を見込むとともに、地域生活への移行や一般就労への移行の目標値を明らかにすることで、必要なサービスが提供されるよう努めてきたところです。

今回の計画からは、法改正により策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」と一体的に策定していますが、これまでの障がい福祉計画の実施状況や地域のニーズを踏まえ、計画策定に当たっての基本的な考え方を継承しつつ、第３期苫小牧市障がい者計画等で整理された現状と課題を元に、平成３０年度から平成３２年度までの障がい福祉サービス等に関する目標値、見込量等を定めていきます。

２　計画の性格と位置付け

本市の障がい者施策の推進を定める計画には、「苫小牧市障がい者計画」と「苫小牧市障がい福祉計画」があります。また、策定が義務付けられた「市町村障害児福祉計画」として、「苫小牧市障がい児福祉計画」をこの計画と一体的に策定します。

これらの計画の違いは次のとおりですが、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供が「苫小牧市障がい者計画」上の施策として位置付けられているため、「苫小牧市障がい福祉計画」は、当該施策の実施計画としての側面を併せ持っています（次ページの図を参照してください。）。

【苫小牧市障がい者計画】　（現行：第３期計画（Ｈ２６－Ｈ３４））

障害者基本法第１１条第３項に規定する市町村障害者計画として、平成２５年に国が策定した「障害者基本計画」及び同年に北海道が策定した「第２期北海道障がい者基本計画」を基本としながら、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に定めるものです。

【苫小牧市障がい福祉計画】

障害者総合支援法第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画として、苫小牧市障がい者計画等との調和を保ちながら、国が定めた基本指針に即して、本市における障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標、必要な見込量等を定めるものです。

【苫小牧市障がい児福祉計画】

児童福祉法第３３条の２０に規定する市町村障害児福祉計画として、苫小牧市障がい者計画等との調和を保ちながら、国が定めた基本指針に即して、本市における障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標、必要な見込量等を定めるものです。

３　計画の期間

第５期障がい福祉計画及び第１期障がい児福祉計画の計画期間は、国が定めた基本指針に即して、平成３０年度から平成３２年度までの３年間とします。

年度／計画の種類	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
苫小牧市総合計画	第５次【後期】(―H29)		第６次基本計画						
			【前期】（H30―H34）					【後期】(H35-)	
苫小牧市障がい者計画	第３期（H26―H34）							第４期以降（H35―　）	
	【前期】(―H29)		【後期】（H30―H34）						
苫小牧市障がい福祉計画 ※第５期計画より 障がい児福祉計画を含む	第４期（―H29）		第５期（H30―H32）			第６期以降（H33―　）			
苫小牧市高齢者保健福祉計画 苫小牧市介護保険事業計画	第６期（H27-H29）		第７期（H30-H32）			第８期以降（H33―　）			

＜ 苫小牧市障がい福祉計画の位置付け ＞

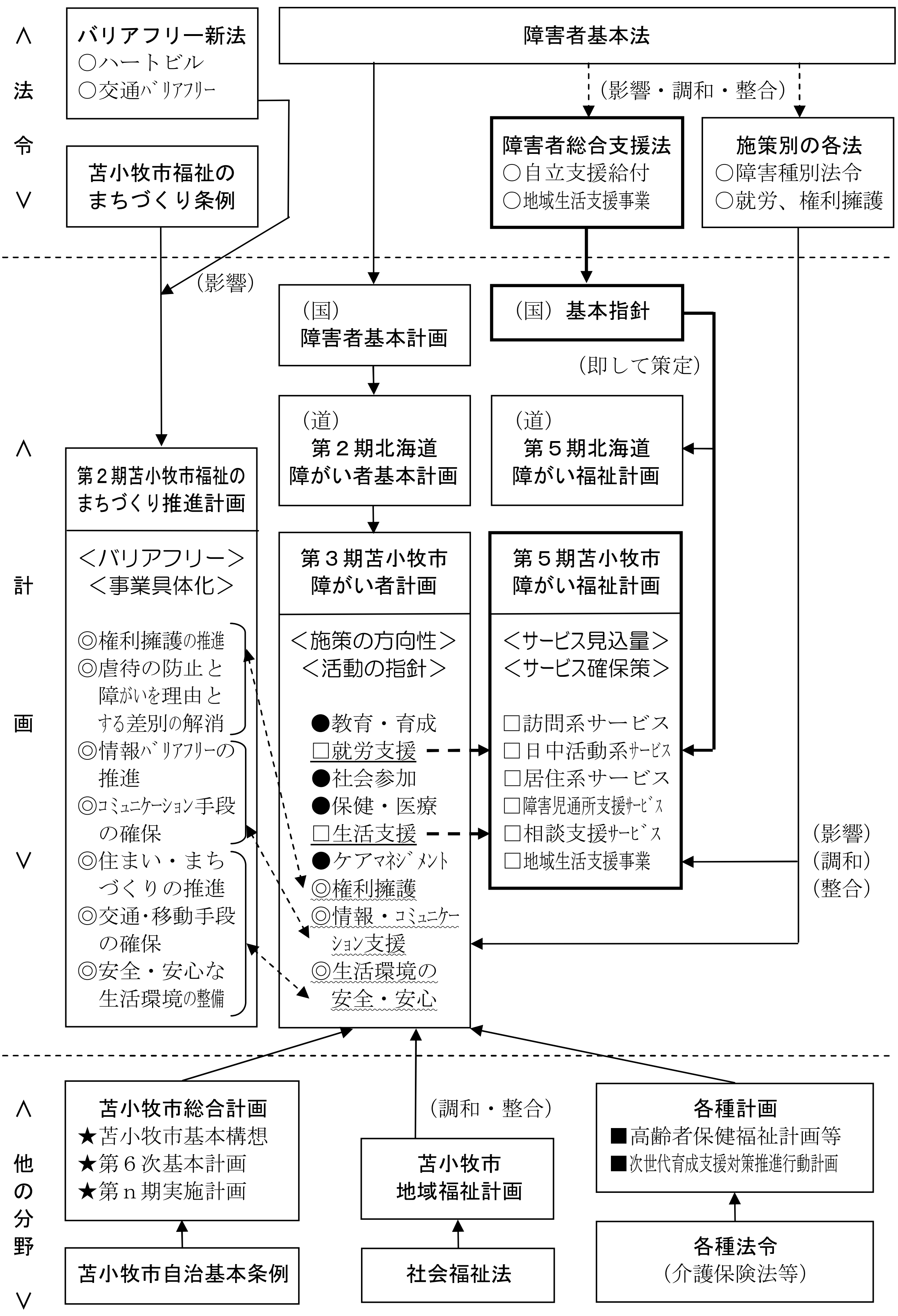

Ⅱ　障がい者施策を取り巻く環境

１　障がいのある方の人口の推移

厚生労働省の「人口動態調査」によれば、わが国では、平成１８年から人口減少社会が始まっています。こうした中、障がい者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）交付台帳への登載件数は、障害者自立支援法の施行前である平成１７年度末と比べて大きく増加しています。

その内容も、身体障害者手帳交付台帳への登載数を例に挙げれば、１７歳以下の件数が減少している一方、「内部障がい（心臓、腎臓等）」の件数が増加しているなど、少子・高齢化の影響が障がいのある方の人口傾向にも現れていることが分かります。

■　全国における障がい者手帳交付台帳への登載数　■

（毎年度３月末現在）
（下段の％は前年度比の増減割合）

	身体障害者手帳交付台帳（※障がいごとの延べ件数）				
	総数	肢体不自由	内部障がい	視覚・聴覚等	(再掲)17 歳以下
平成 17 年度	4,795,033 件	2,670,928 件	1,232,781 件	891,324 件	108,901 件
平成 26 年度	5,227,529 件 (▲ 0.47%)	2,855,435 件 (▲ 1.20%)	1,510,725 件 (+ 1.08%)	861,369 件 (▲ 0.73%)	105,318 件 (+ 1.09%)
平成 27 年度	5,194,473 件 (▲ 0.63%)	2,810,270 件 (▲ 1.58%)	1,528,411 件 (+ 1.17%)	855,792 件 (▲ 0.65%)	103,969 件 (▲ 1.28%)
平成 28 年度	5,148,082 件 (▲ 0.47%)	2,755,307 件 (▲ 1.96%)	1,545,564 件 (+ 1.12%)	847,211 件 (▲ 1.00%)	102,391 件 (▲ 1.52%)

	療育手帳交付台帳				精神障害者保健福祉手帳交付台帳
	総数	A(最重度・重度)	B(中度・軽度)	(再掲)17 歳以下	
平成 17 年度	698,761 件	321,808 件	376,953 件	173,438 件	467,035 件
平成 26 年度	974,898 件 (+ 3.57%)	388,104 件 (+ 1.68%)	586,794 件 (+ 4.85%)	246,336 件 (+ 3.08%)	853,162 件 (+ 6.88%)
平成 27 年度	1,009,232 件 (+ 3.52%)	394,246 件 (+ 1.58%)	614,986 件 (+ 4.80%)	254,929 件 (+ 3.49%)	913,026 件 (+ 7.02%)
平成 28 年度	1,044,573 件 (+ 3.50%)	400,891 件 (+ 1.69%)	643,682 件 (+ 4.67%)	262,702 件 (+ 3.05%)	974,336 件 (+ 6.72%)

（厚生労働省「福祉行政報告例」「衛生行政報告例」から集計）

本市における障がいのある方の人口推移については、第３期苫小牧市障がい者計画でも触れたとおり、全体で毎年約１％ずつ増加の傾向を示しており、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、高い伸び率を示しています。また、市全体の人口と比べると、おおよそ６％強の市民が障がい者手帳の交付を受けている計算になります。この傾向は、全国・本市に共通したものといえます。

■　苫小牧市における障がい者手帳交付台帳への登載数　■

（毎年度３月末現在）
（下段の％は前年度比の増減割合）

	身体障害者手帳交付台帳（※障がいごとの延べ件数）				
	総数	肢体不自由	内部障がい	視覚・聴覚等	(再掲)17 歳以下
平成 17 年度	10,234 件	7,128 件	1,409 件	1,697 件	239 件
平成 26 年度	11,027 件 (+ 0.33%)	7,638 件 (0.00%)	2,072 件 (+ 2.73%)	1,317 件 (▲ 1.42%)	276 件 (▲ 3.83%)
平成 27 年度	10,946 件 (▲ 0.73%)	7,571 件 (▲ 0.73%)	2,089 件 (+ 0.82%)	1,286 件 (▲ 2.35%)	304 件 (+10.14%)
平成 28 年度	11,063 件 (+ 1.07%)	7,631 件 (+ 0.79%)	2,157 件 (+ 3.26%)	1,275 件 (▲ 0.86%)	332 件 (+ 9.21%)

	療育手帳交付台帳				精神障害者保健福祉手帳交付台帳
	総数	A (最重度・重度)	B (中度・軽度)	(再掲)17 歳以下	
平成 17 年度	1,181 件	457 件	724 件	256 件	527 件
平成 26 年度	1,481 件 (+ 3.86%)	509 件 (0.00%)	972 件 (+ 6.00%)	375 件 (+ 9.33%)	918 件 (+ 8.00%)
平成 27 年度	1,481 件 (0.00%)	484 件 (▲ 4.91%)	997 件 (+ 2.57%)	381 件 (+ 1.60%)	993 件 (+ 8.17%)
平成 28 年度	1,481 件 (0.00%)	496 件 (+ 2.48%)	985 件 (▲ 1.20%)	357 件 (▲ 6.30%)	1,154 件 (+16.21%)

※　前ページの全国資料と比較対象を合わせるため、身体障害者手帳交付台帳の数値については、障がいごとの延べ件数で集計した（例えば、下肢と聴覚の重複障がいの方については、それぞれ１件として数えた。）。このため、第３期苫小牧市障がい者計画の掲載資料（手帳交付者数）よりも大きい数値で、上図が作成されている。

上記のほか、障がいの種別には、発達障がいや高次脳機能障がいなど、様々な態様があります。また、障害者総合支援法の施行により、新たに「障害者」の定義に一定の範囲における難病患者が含まれるなど、障がいの内容の多様化・複雑化が進展していることが分かります。

２　障がい者制度改革とノーマライゼーション

「障害者の権利に関する条約」の批准をひとつの到達点とする、国の障がい者制度改革推進本部・障がい者制度改革推進会議の取組は、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行、更には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定をもたらしました。いずれも、障害者自立支援法の施行前から動きが強まっていた、障がいのある方の自己実現やノーマライゼーションの理念の具体化を推進するものです。

一方、これまでの障がい福祉計画で指摘していた「障がいのある方が地域で自立した生活を営むための環境」づくりや、「日中、障がいのある方が地域でいきいきと活

動し、安心して地域で暮らせる社会」づくりは、道半ばであるといえます。このため、これらの課題に取り組む上で、次の事項に留意しながら、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の提供を軸とした施策を引き続き展開していく必要があります。

【生活支援・就労支援】

地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用しながら地域で自立した生活を営み、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりを目指します。

【地域移行・地域定着】

施設入所から、日中活動系サービスや共同生活援助（グループホーム）の利用へと移行を促し、障害者総合支援法が目指す、障がいのある方の地域生活への移行・定着につなげます。

■　障害福祉サービス等の体系　■

	障害福祉サービス等		障害児 通所支援等	地域生活 支援事業
	介護給付	訓練等給付		
訪問系	●居宅介護 （ホームヘルプ） ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援	－	－	●移動支援事業
日中活動系	●療養介護 ●生活介護 ●短期入所 （ショートステイ）	●自立訓練（機能訓練） ●自立訓練（生活訓練） ●宿泊型自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援Ａ型 ●就労継続支援Ｂ型 ●就労定着支援	●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援	●地域活動支援センター事業
居住系	●施設入所支援	●共同生活援助 （グループホーム） ●自立生活援助	－	－
相談支援	●計画相談支援 ●地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ●基本相談支援		●障害児相談支援	●相談支援事業
その他	●自立支援医療（育成・更生・精神通院） ●補装具費の支給		－	●コミュニケーション支援事業 ●日常生活用具給付事業 ●その他の事業

※　「障害福祉サービス等」は障害者総合支援法に、「障害児通所支援等」は児童福祉法にそれぞれ基づいたサービスである。このうち「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は、平成２３年度までは障害者自立支援法（当時）の「児童デイサービス」として位置付けられていた。

※　「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第７７条の規定により本市が行う事業である。

Ⅲ　サービスの利用状況

１　訪問系サービス

（単位：時間／月）

サービス＼年度		第３期計画			第４期計画(※１)		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
居宅介護	計画	3,300	3,630	3,960	5,910	6,910	8,080
	実績	3,937	4,508	5,198	6,129	6,719	7,124
重度訪問介護	計画	288	288	288	450	450	450
	実績	135	150	137	397	421	434
同行援護	計画	238	292	351	350	400	450
	実績	255	247	342	388	418	452
行動援護	計画	300	340	380	320	360	400
	実績	5	1	4	11	12	12
重度障害者等包括支援	計画	192	192	192	150	150	150
	実績	0	0	0	0	0	0
計	実績	4,332	4,906	5,681	6,925	7,570	8,022

※１　平成２９年度の欄に記載された実績値は、見込みのもの（２以降の表において同じ。）。

訪問系サービスは、障害者自立支援法の施行以来一貫して、全体の利用者数・利用時間数が増加しています。居宅介護のサービス提供事業所も４０を超えるに至っていますが、今後、更なる需要に対応するため、人材の確保及び育成によるサービス提供体制の整備が求められます。

２　日中活動系サービス

（単位：【上段】人日／月、【下段】人／月）

サービス＼年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
療養介護	計画	1,050 (35)	1,050 (35)	1,050 (35)	1,060 (35)	1,060 (35)	1,060 (35)
	実績	964 (32)	935 (31)	909 (30)	963 (32)	958 (32)	958 (32)
生活介護	計画	9,570 (435)	10,010 (455)	10,450 (475)	10,830 (521)	11,700 (555)	12,640 (591)
	実績	8,634 (432)	9,404 (470)	9,640 (483)	9,986 (500)	10,207 (510)	10,314 (518)
短期入所 （福祉型） （医療型）	計画	225 (25)	243 (27)	261 (29)	326 (31)	366 (36)	416 (41)
	実績	321 (29)	339 (33)	258 (31)	255 (34)	266 (36)	314 (40)
自立訓練 （機能訓練）	計画	132 (6)	132 (6)	132 (6)	22 (1)	22 (1)	22 (1)
	実績	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

サービス ＼ 年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
自立訓練（生活訓練）（宿泊型）	計画	1,056 (48)	1,056 (48)	1,056 (48)	572 (26)	616 (28)	660 (60)
	実績	761 (34)	661 (30)	844 (39)	660 (33)	741 (38)	850 (50)
就労移行支援	計画	1,320 (60)	1,760 (80)	2,200 (100)	1,250 (68)	1,460 (76)	1,700 (85)
	実績	684 (39)	748 (46)	1,058 (65)	652 (38)	550 (33)	660 (36)
就労継続支援Ａ型	計画	1,430 (65)	1,870 (85)	2,310 (105)	2,250 (110)	2,900 (132)	3,476 (158)
	実績	1,369 (77)	1,681 (92)	1,710 (93)	1,970 (100)	2,084 (109)	1,856 (100)
就労継続支援Ｂ型	計画	8,580 (390)	9,020 (410)	9,460 (430)	7,810 (446)	8,900 (491)	10,150 (540)
	実績	5,386 (346)	5,401 (346)	6,406 (410)	6,913 (440)	7,232 (461)	7,854 (492)

日中活動系サービスは、おおむね利用者が横ばいですが、生活介護、自立訓練（生活訓練・宿泊型）就労継続支援Ｂ型については、増加傾向にあります。

自立訓練（機能訓練）については、実績がない状況となっています。就労移行支援は、サービスの利用期間に制限があること、就労継続支援Ａ型は、サービス提供事業所が減少したことから、計画を下回る実績となっています。

就労系３サービスの利用が「福祉的就労」と呼ばれるなど、この項目は生活支援・就労支援の中心を担うサービスとなっています。今後も、地域移行に伴う利用者ニーズに対応できる資源の確保・充実が求められます。

３　居住系サービス

（単位：人）

サービス ＼ 年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
共同生活援助(※１)	計画	180	210	240	188	199	210
	実績	157	165	182	206	215	218
施設入所支援	計画	265	270	275	265	260	256
	実績	264	263	267	264	258	254

※１　平成２５年度までの数値は、「共同生活介護（ケアホーム)」と「共同生活援助（グループホーム)」の双方を合わせたもの。

施設入所支援が減少、共同生活援助が増加していることから、地域生活への移行が推進されたものと読み取れます。今後、更に入所から地域生活への移行を推進するに当たっては、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた共同生活援助サービスの基盤整備その他の支援体制の強化が求められます。

４　障害児通所支援サービス

（単位：【上段】人日／月、【下段】人／月）

サービス ＼ 年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
児童発達支援・放課後等デイサービス	計画	870 (290)	915 (305)	960 (320)	2,200 (390)	2,320 (410)	2,440 (430)
	実績	669 (263)	1,035 (296)	1,930 (357)	2,775 (426)	3,665 (502)	4,046 (542)
保育所等訪問支援	計画	—	—	—	20 (10)	30 (15)	40 (20)
	実績	1 (　1)	5 (　3)	7 (　4)	7 (5)	14 (9)	4 (2)

平成２５年度以降、サービス提供事業所が急増したことにともない、計画を大幅に上回る実績となっています。今後は供給の安定のほか、特色ある療育指導・レクリエーションなど、サービス内容の充実が求められます。

５　相談支援サービス

（単位：人）

サービス ＼ 年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
計画相談支援	計画	160	265	520	242	258	275
	実績	29	169	232	259	265	276
地域相談支援(地域移行)	計画	20	20	20	8	12	13
	実績	1	0	0	1	1	1
地域相談支援(地域定着)	計画	108	115	123	34	39	45
	実績	0	0	0	0	1	1

計画相談支援については、計画値よりも実績値が上回っており、サービス利用の推進が図られているものと考えられます。また、平成２９年７月でサービス等利用計画の作成率が１００％となりました。

一方、地域相談支援については全国的に利用実績が少なく、本市においても実績はほぼない状況となっています。引き続き、地域生活への移行・定着について、相談支援の充実が求められます。

６　地域生活支援事業

サービス ＼ 年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
1　相談支援事業							
①-ｱ 相談支援事業	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有
①－イ　基幹相談支援ｾﾝﾀｰ	計画	無	無	有	有	有	有
	実績	無	有	有	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	計画	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業	計画	実利用　3 人	実利用　7 人	実利用　10 人	実利用　10 人	実利用　12 人	実利用　15 人
	実績	実利用　5 人	実利用　5 人	実利用　0 人	実利用　2 人	実利用　1 人	実利用　0 人
2　コミュニケーション支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	計画	実利用　46 人	実利用　48 人	実利用　50 人	実利用　70 人	実利用　75 人	実利用　80 人
	実績	実利用　42 人	実利用　68 人	実利用　61 人	実利用　52 人	実利用　63 人	実利用　76 人
②手話通訳者設置事業	計画	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
3　日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	計画	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年
	実績	8 件/年	7 件/年	15 件/年	11 件/年	20 件/年	12 件/年
②自立生活支援用具	計画	60 件/年	60 件/年	60 件/年	60 件/年	60 件/年	60 件/年
	実績	47 件/年	53 件/年	40 件/年	40 件/年	51 件/年	46 件/年
③在宅療養等支援用具	計画	30 件/年	30 件/年	30 件/年	30 件/年	30 件/年	30 件/年
	実績	25 件/年	28 件/年	19 件/年	20 件/年	28 件/年	26 件/年
④情報・意思疎通支援用具	計画	40 件/年	40 件/年	40 件/年	40 件/年	40 件/年	40 件/年
	実績	32 件/年	17 件/年	24 件/年	24 件/年	18 件/年	32 件/年
⑤排泄管理支援用具	計画	3, 250 件/年	3, 300 件/年	3, 350 件/年	3, 950 件/年	4, 148 件/年	4, 355 件/年
	実績	3, 452 件/年	3, 583 件/年	3, 912 件/年	4, 155 件/年	4, 221 件/年	4, 313 件/年
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	計画	10 件/年	10 件/年	10 件/年	15 件/年	15 件/年	15 件/年
	実績	14 件/年	12 件/年	8 件/年	11 件/年	10 件/年	8 件/年

サービス ＼ 年度		第３期計画			第４期計画		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
4　移動支援事業	計画	18 箇所 115 人/年 4,760H/年	19 箇所 120 人/年 5,130H/年	20 箇所 125 人/年 5,500H/年	25 箇所 100 人/年 4,500H/年	25 箇所 110 人/年 4,950H/年	25 箇所 120 人/年 5,400H/年
	実績	26 箇所 90 人/年 3,434H/年	17 箇所 93 人/年 4,060H/年	21 箇所 101 人/年 5,021H/年	24 箇所 118 人/年 4,265H/年	26 箇所 108 人/年 4,486H/年	26 箇所 106 人/年 4,516H/年
5　地域活動支援センター事業							
①基礎的事業	計画	3 箇所 実利用 383 人 70 人/日	3 箇所 実利用 383 人 70 人/日	3 箇所 実利用 383 人 70 人/日	2 箇所 実利用 250 人 70 人/日	2 箇所 実利用 250 人 70 人/日	2 箇所 実利用 250 人 70 人/日
	実績	2 箇所 実利用 238 人 57 人/日	2 箇所 実利用 252 人 55 人/日	2 箇所 実利用 237 人 73 人/日	2 箇所 実利用 245 人 108 人/日	2 箇所 実利用 231 人 120 人/日	2 箇所 実利用 244 人 124 人/日
②機能強化事業	計画	―	―	―			
	実績	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
6　その他の事業							
日中一時支援事業	計画	50 人/年	54 人/年	58 人/年	45 人/年	45 人/年	45 人/年
	実績	36 人/年	38 人/年	37 人/年	71 人/年	73 人/年	71 人/年
移動入浴車派遣事業	計画	65 回/月	66 回/月	67 回/月	65 回/月	67 回/月	70 回/月
	実績	59 回/月	58 回/月	58 回/月	62 回/月	58 回/月	55 回/月
更生訓練費給付事業	計画	5 人/月	5 人/月	5 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	実績	2 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月	0 人/月
自動車運転免許取得費・改造費補助	計画	15 件/年	15 件/年	15 件/年	10 件/年	10 件/年	10 件/年
	実績	6 件/年	6 件/年	7 件/年	6 件/年	6 件/年	6 件/年

各事業ともおおむね計画どおりの推移となっていますが、今後も基幹相談支援センター事業などを中心に、利用者の多様なニーズに応える事業の展開が求められます。

第 2 章
計画の基本的な考え方

Ⅰ　基本理念

第１章でも触れたとおり、第３期苫小牧市障がい者計画では、「ともに創るやさしい苫小牧－自立を応援する福祉のまちづくり－」を基本理念として掲げ、各種施策を展開しています。前計画である苫小牧市障害者計画から引き継いだこの基本理念の下、本市では、人も街もやさしいまち、障がいがあっても安心して自立した暮らしができるまちの実現に向けた取組を、市民一人ひとりや地域団体、事業者等の参画により進めていくこととなります。

地域での自立した生活に必要とされる、良質で多様なサービスを提供することは、「やさしい苫小牧」の実現に向けての確かな一歩となります。このことは、これまでの障がい福祉計画が目指すところでもあります。

このため、新たな障がい福祉計画等においても、引き続き次の基本理念を掲げ、市民、事業者等と連携しながら、良質で多様なサービスを計画的に確保・提供できるよう努めていきます。

やさしい苫小牧への確かな一歩　自立生活を支えるサービスの充実

Ⅱ　基本方針

①　障がいのある方の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある方が自ら選んだ場所で必要なサービスを受けながら、自立した暮らしと自己実現ができるよう支援します。

②　様々な障がいに対する支援

障害者総合支援法において、発達障がいや一定の範囲における難病患者も含めた形で「障害者」の定義がなされたことを踏まえ、一元的に行えるようになった障害福祉サービス等の提供を通じて、様々な障がいに対する支援に取り組みます。

③　サービス提供体制の充実

地域生活や就労への移行の一層の促進に加え、地域生活支援のための拠点づくりなどサービス提供基盤の充実を図るとともに、良質で多様なサービスの確保・提供に努めます。

Ⅲ　平成３２年度の成果目標

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

項　目		数 値	備　　考
入 所 者 数	…(A)	２５５人	平成２９年３月３１日現在の施設入所者数
平成３２年度末の施設入所者数	…(B)	２４６人	平成３２年度末における施設入所者数の見込み
地域生活移行者数	…(C)	２５人	施設入所からグループホーム等における地域生活へ移行する障がいのある方の数の見込み（移行率：平成２９年３月３１日現在の施設入所者数との比較）
(移行率)	…(C/A)	9.8%	
平成３２年度末の施設入所者減少数	…(D)	６人	減少見込みの施設入所者数（減少率：平成２９年３月３１日現在の施設入所者数との比較）
(減少率)	…(D/A)	2.4%	

２　精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項　目	数 値	備　　考
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	協議の場を設置する	平成３２年度末までに設置することを基本とする
精神病床における１年以上長期入院患者	国が定めた数式で算出	第５期北海道障がい福祉計画に基づき設定する
入院後３か月時点での退院率	６９％	
入院後６か月時点での退院率	８４％	
入院後１年時点での退院率	９０％	

３　地域生活支援拠点等の整備

項　目	数 値	備　　考
地域生活支援拠点又は面的な体制の整備	整備済	居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する体制の整備箇所数の見込み

４　福祉施設から一般就労への移行等

項　目	数 値	備　　考
平成２８年度の一般就労移行者数	２３人	平成２８年度における福祉施設からの移行者数
平成３２年度の一般就労移行者数	５０人	平成３２年度における福祉施設からの移行者数の見込み
平成２８年度の就労移行支援事業所の利用者数	３６人	平成２９年３月現在での就労移行支援事業所の利用者数
平成３２年度の就労移行支援事業所の利用者数	４４人	平成３２年度における就労移行支援事業所の利用者数の見込み
（増加率）	22.2％	（増加率：平成２８年度の就労移行支援事業所の利用者数との比較）
平成２８年度の就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合	33.3％	平成２８年度において就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合（２事業所／全６事業所）
平成３２年度の就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0％	平成３２年度において就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合の見込み

【国の基本指針】

■　平成２８年度末時点の施設入所者数の９パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成３２年度末の施設入所者数を平成２８年度末時点の施設入所者数から２パーセント以上削減することを基本とする。

■　就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の目標値の設定に当たっては、平成２８年度の一般就労への移行実績の１．５倍以上とすることを基本とする。

また、就労移行支援事業の利用者数については、平成３２年度末における利用者数が平成２８年度末における利用者数の２割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指すものとする。

５　障がい児支援の提供体制の整備等

項　目	数 値	備　　考
児童発達支援センターの設置	１箇所	
保育所等訪問支援事業を利用できる体制の整備	整備済	実施事業所数：３箇所 平成２９年１２月現在
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	整備済	実施事業所数：１箇所 平成２９年１２月現在
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	整備済	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による庁内検討委員会を設置

【国の基本指針】

■　児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、平成３２年度末までに、少なくとも１箇所以上設置することを基本とする。

■　保育所等訪問支援事業を利用できる体制の整備については、平成３２年度末までに、利用できる体制を構築することを基本とする。

■　医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成３０年度末までに、協議の場を設けることを基本とする。

第 ３ 章
障害福祉サービス等の必要量の見込み

Ⅰ　障害福祉サービス等の体系

６ページの表で掲げたとおり、この計画におけるサービスの体系は、地域での生活をより円滑にするため本市が行う「地域生活支援事業」と、それ以外のサービスの２つに大別されます。

地域生活支援事業以外のサービスのうち、障害福祉サービス等は、介護支援のための「介護給付」、自立訓練や就労移行支援などの「訓練等給付」等から成り立っています。また、その提供形態から「訪問系」「日中活動系」「居住系」等にサービスの内容が分類されており、障がいのある方が必要に応じてサービスを選択し、組み合わせて利用する仕組みとなっています。

なお、１８歳以上の方が介護給付サービス又は共同生活援助の一部のサービスを利用する場合には、あらかじめ障害支援区分と呼ばれる利用資格の認定を受ける必要があります。

■　障害支援区分と利用できる障害福祉サービス　■

（網掛け部分が対象者の範囲）

		障害支援区分						
		非該当	1	2	3	4	5	6
訪問系	居宅介護(※1)							
	重度訪問介護(※2)							
	同行援護(※3)							
	行動援護(※4)							
	重度障害者等包括支援(※5)							
日中活動系	療養介護(※6)						▲	▲●
	生活介護(※7)							
	短期入所							
居住系	施設入所支援(※8)							
	共同生活援助(※9)							

※１　通院等介助（身体介護を伴う場合）の利用については、移動等に関する認定調査項目で一定以上の支援が必要と認められている区分２以上の方を対象とする。

※２　「二肢以上に麻痺等があり、歩行・移乗・排尿・排便の認定調査項目がいずれも「支援が不要」以外に認定されている方」又は「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が１０点以上である方」を対象とする。

※３　身体介護を伴う利用については、区分２以上の方を対象とする。また、身体介護の有無にかかわらず、アセスメント票に基づいた調査を要する。

※４　認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が１０点以上である方を対象とする。

※５　意思疎通に著しい困難を有する、「認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が１０点以上である方」又は四肢麻痺で寝たきり状態にある「呼吸管理を行っている方」若しくは「最重度知的障がい者」を対象とする。

※６　平成２４年４月１日前から旧重症心身障害児施設に入所していた方以外については、▲・●の要件を参照のこと。---- （▲）筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者（●）気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

※７　区分２については、年齢５０歳以上の方に限る。

※８　区分３については、年齢５０歳以上の方に限る。

※９　受託居宅介護サービスの利用については、区分２以上の方を対象とする。

障害児通所支援等は、主に児童発達支援や放課後等デイサービスなど（児童福祉法上の「障害児通所支援」）から成り立っています。障害者総合支援法上「障害児」の利用が可能である障害福祉サービス等については、障害児通所支援と合わせて利用することができます。

以下において、障害福祉サービス等の必要量を見込んでいきますが、ここで掲げる数値は、計画策定時点で把握できた本市や北海道の各種データ等を利用し、算出したものです。今後の不確定な要素があることから、あくまでも見込みのものであり、将来のサービス提供量の確定値ではありませんが、活動指標として取り組むものです。

Ⅱ　障害福祉サービス等の活動指標

１　訪問系サービス

サービス名	内　　　容
【介護給付】 居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
【介護給付】 重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、居宅における入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
【介護給付】 同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいの方に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。
【介護給付】 行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で、常時介護を要する方に対して、その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。
【介護給付】 重度障害者等包括支援	意思疎通に著しい困難を有する四肢麻痺で寝たきりの方等を対象に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせ、包括的に支援を行います。

上図に掲げた訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点からも、これまでの利用状況どおりに需要の増加が見込まれます。

このため、次ページのとおりサービスの必要量を見込むとともに、事業者によるヘルパー等の担い手の育成や、介護保険制度におけるサービス提供事業者に対する新規参入を引き続き働きかけるとともに、苫小牧市地域自立支援協議会（以下「協議会」とします。）を通じたニーズの把握や支援者向け研修の実施など、提供体制の充実に努めていきます。

■活動指標■		第５期計画			単位
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	
訪問系サービス		8,970	9,660	10,390	H／月
		521	565	611	人／月
	居宅介護	7,690	8,310	8,970	H／月
		437	474	514	人／月
	重度訪問介護	450	450	450	H／月
		3	3	3	人／月
	同行援護	480	510	540	H／月
		70	75	79	人／月
	行動援護	200	240	280	H／月
		10	12	14	人／月
	重度障害者等包括支援	150	150	150	H／月
		1	1	1	人／月

２　日中活動系サービス

サービス名	内　　容
【介護給付】 療養介護	医療と常時介護を要する方に対して、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
【介護給付】 生活介護	常時介護を要する方に対して、施設において次のような支援を行います。 ①　入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援 ②　創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援
【介護給付】 短期入所	自宅で介護を行う方の病気などの理由で、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
【訓練等給付】 自立訓練 （機能訓練）	身体障がいや難病患者である方に対して、施設等において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
【訓練等給付】 自立訓練 （生活訓練）	知的・精神障がいの方に対して、施設等において入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
【訓練等給付】 宿泊型自立訓練	地域移行による帰宅後の生活能力等の維持又は向上のための訓練その他の支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
【訓練等給付】 就労移行支援	一般就労等を希望する方に対して、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
【訓練等給付】 就労継続支援Ａ型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である方に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
【訓練等給付】 就労継続支援Ｂ型	通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
【訓練等給付】 就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された方に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜の供与を行います。

前ページの図に掲げた日中活動系サービスは、訪問系サービスと同様、地域生活への移行の進展に伴い、需要の増加が見込まれます。

このため、次ページのとおりサービスの必要量を見込むとともに、生活介護・自立訓練のサービス提供体制については、地域移行の状況や利用者ニーズの動向を把握し、事業者に対して適切な情報提供を行うことにより、その充実を図ります。

また、短期入所のサービス提供体制については、利用状況の項目で考察したように様々な需要が背景にあるものと考えられることから、後述する地域生活支援のための拠点づくりと相まって、資源の確保に努めていきます。

特に、現行の就労系３サービス及び新たに創設される就労定着支援については、障がいのある方の就労を積極的に進める観点から、確実な体制整備に努めていきます。いわゆる障害者優先調達推進法の施行により物品等の調達方針を定め、随意契約等による市の発注拡大を通じて授産製品の販売や役務の提供の場の確保に努めていますが、更に障害者支援施設の製品を広く市民にＰＲし、販路拡大などの支援を通じて、事業者の積極的な参入を図るための環境づくりに取り組んでいきます。

障がいのある方の就労は、その方の自立と社会参加を進めるに当たって重要な課題です。本市では平成２０年度から就労相談員を配置し、公共職業安定所（ハローワーク）や苫小牧心身障害者職親会等との連携により就労支援に取り組んでいますが、更に福祉、労働、教育等の関係機関との連携強化に努めるなど、第３期苫小牧市障がい者計画で掲げた就労支援の取組を進めていきます。

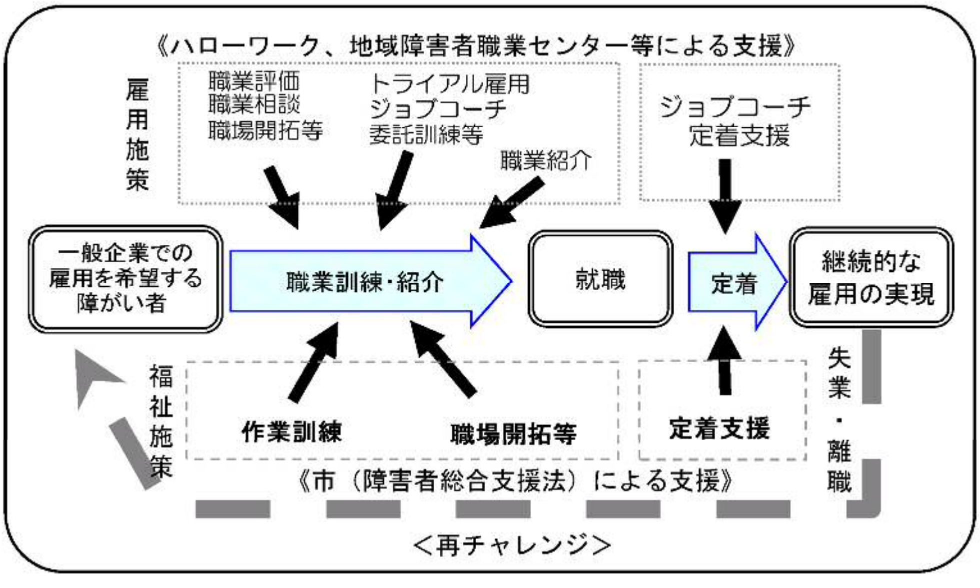

■活動指標■	第５期計画			単位
	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
療養介護	990	1,020	1,020	人日/月
	33	34	34	人/月
生活介護	10,522	10,627	10,733	人日/月
	543	549	554	人/月
短期入所	723	1,008	1,409	人日/月
	107	129	155	人/月
（福祉型）	709	994	1,395	人日/月
	106	128	155	人/月
（医療型）	14	14	14	人日/月
	2	2	2	人/月
自立訓練（機能訓練）	22	22	22	人日/月
	1	1	1	人/月
自立訓練（生活訓練）	648	752	874	人日/月
	45	51	58	人/月
宿泊型自立訓練	443	453	463	人日/月
	22	23	25	人/月
就労移行支援	892	924	956	人日/月
	69	75	81	人/月
就労継続支援Ａ型	2,163	2,228	2,295	人日/月
	121	124	128	人/月
就労継続支援Ｂ型	8,325	8,825	9,354	人日/月
	548	581	616	人/月
就労定着支援	100	150	200	人日/月
	10	15	20	人/月

３　居住系サービス

サービス名	内　　容
【訓練等給付】 自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた方が居宅における自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問等により、必要な情報の提供及び助言等の援助を行います。
【介護給付】 施設入所支援	施設に入所する方に対して、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
【訓練等給付】 共同生活援助	共同生活を営むべき住居（グループホーム）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

上図に掲げた居住系サービスに関連して、第２章では成果目標として「福祉施設の入所者の地域生活への移行」を掲げています。このため、サービスの必要量を次ページのとおり見込むこととし、同時にグループホームの計画的な整備に努めていきます。

引き続き、北海道や圏域内の自治体、事業者との連携強化を図るとともに、平成２８年に整備した「地域生活支援拠点」においても、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進し、退院可能な精神障がい者の地域移行を進めていくほか、グループホームの整備促進その他の居住の場の確保に努めていきます。

■活動指標■	第５期計画			単位
	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
自立生活援助	10	15	20	人/月
施設入所支援	265	257	249	人/月
共同生活援助	230	237	245	人/月

４　障害児通所支援サービス

サービス名	内　　　容
児童発達支援	就学前の子どもに対して、療育指導を実施する施設において、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもに対して、医療機関等において、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出することが著しく困難な子どもに対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の便宜の供与を行います。
放課後等デイサービス	小学校入学後、１８歳未満の子どもに対して、授業の終了後又は学校の休業日に、療育指導を実施する施設において、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園等に通う子どもに対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育所等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。

上図に掲げた障害児通所支援サービスは、サービス提供事業所の増により集団療育等の受入可能定員数が増加したことから、一人当たりの通所回数の増等による利用の拡大が見込まれます。

協議会等を通じて市と事業所相互が情報交換し、連携する場を設けることで、児童発達に係る協力体制を構築し、サービスの質の向上を図ります。このことを通じて障害児通所支援サービスの供給の安定のほか、特色ある療育指導・レクリエーションなど、子どもと事業所のそれぞれの個性が生きるサービス内容の充実につなげます。

更には、第３期苫小牧市障がい者計画で掲げた障がい児療育の充実の取組を進め、教育・福祉・保健・医療の各分野の連携・協力を図ります。

■活動指標■	第５期計画			単位
	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援	1,551	1,885	2,317	人日/月
	423	459	499	人/月
放課後等デイサービス	2,223	2,469	2,742	人日/月
	270	294	321	人/月
保育所等訪問支援	48	65	88	人日/月
	27	32	38	人/月

５　相談支援サービス

サービス名	内　　容
計画相談支援	障害福祉サービスや地域相談支援を申請した方のサービス等利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域相談支援（地域移行）	障害者支援施設や精神科病院、矯正施設等に入所・入院している方に対して、退所・退院により地域生活に移行する上で必要な住居の確保等の相談支援を行います。
地域相談支援（地域定着）	独居等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援サービスを申請した方の障害児支援利用計画（介護保険制度におけるケアプランに相当）案を作成し、当該申請に係る給付費の支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。 また、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

上図に掲げた相談支援サービスのうち、計画相談支援及び障害児相談支援については、サービスを利用する障がい当事者の身近な相談支援として機能することが求められます。一方、地域相談支援については場面に応じた利用申請となりますが、第２章や居住系サービスの項で触れた地域生活への移行の流れの中で、徐々に利用が増えることが想定されます。

協議会や地域生活支援拠点等の場を通じて、市と相談支援事業所相互が情報交換し、連携する場を設けることで、相談支援に係る協力体制を構築していきます。また、ニーズに対応するよう相談支援事業所の参入を促すほか、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成に係る勉強会や支援者向け研修の実施などを通じて、提供体制の充実に努めていきます。

■活動指標■	第５期計画			単位
	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
計画相談支援	309	323	337	人
地域相談支援（地域移行）	5	6	6	人
地域相談支援（地域定着）	4	4	5	人
障害児相談支援	59	63	68	人

６　地域生活支援事業

サービス名		内　　容
1　理解促進研修・啓発事業		障がい特性研修の開催や広報活動など、多くの市民が障がい者等の理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
2　自発的活動支援事業		ピアサポート活動や障がい者等に対するボランティアの養成活動など、障がい当事者や市民が自発的に行う活動を支援します。
3　相談支援事業		
	基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援や権利擁護、虐待防止等の取組を総合的に行います。
	市町村相談支援事業機能強化事業	社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を通じて、困難ケースへの相談支援機能を強化します。
	住宅入居等支援事業（居住ｻﾎﾟｰﾄ事業）	保証人がいない等、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な方に対して、入居支援、サポート体制調整等の支援を行います。
4　成年後見制度利用支援事業		制度の利用上財政的支援が必要な知的・精神障がいの方に対して、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬等の助成を行います。
5　成年後見制度法人後見支援事業		法人後見実施のための研修や組織体制の構築等を行うことで、担い手の確保と障がい当事者の権利擁護を図ります。
6　意思疎通支援事業		視覚、聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある方に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の支援を図ります。
7　日常生活用具給付等事業		以下の日常生活用具の給付、貸与等を通して、障がい当事者の日常生活の支援を行います。
	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童のみ）
	自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、Ｔ字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
	在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書
	排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
	居宅生活動作補助用具	住宅改修費
8　手話奉仕員養成研修事業		意思疎通を図ることに支障のある方の自立した生活を支援するため、支援者として期待される手話奉仕員を養成します。
9　移動支援事業		屋外での移動が困難な方に対して、外出のための支援を行います。
10　地域活動支援センター事業		基礎的事業として利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供等を行うほか、機能強化事業として在宅障がい者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供します。
11　その他の事業		
	日中一時支援	日中活動の場の確保と障がいのある方の家族の一時的な休息等を目的に、施設等において日中の見守りや社会適応のための日常的な訓練等を行います。
	移動入浴車派遣	重度の身体障がいによる寝たきりの方で、家族による入浴支援が困難な場合には、寝たきりのまま入浴できる移動入浴車を派遣します。
	更生訓練費給付	就労移行支援又は自立訓練のサービスを受ける施設入所者に対して、更生訓練費を支給します。
	自動車運転免許取得・改造助成	身体障がいの方の社会参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	社会参加支援	スポーツ、芸術文化活動等による障がいのある方の社会参加を促します。

前ページの図に掲げた地域生活支援事業は、障害福祉サービス等・障害児通所支援等による支援と対になる市の事業として、障がいのある方の自立と社会参加を総合的に支える内容となっています。障害者総合支援法の施行により「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」などが必須事業として位置付けられる一方、障害児通所支援サービスの提供事業所の増により、児童の利用が中心だった日中一時支援の利用実績が減少するなどの環境の変化が見られます。

これらを踏まえ、次のとおり事業の必要量を見込むとともに、地域で生活する障がいのある方のニーズを把握し、必要なサービスの充実に努めていきます。また、相談支援事業を効果的に実施するため、協議会を核とした相談支援事業者、関係機関等とのネットワークを構築し、北海道により実施される相談支援と分担・協力しながら重層的な相談支援体制を整えます。

■活動指標■	第５期計画			単位
	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
1　理解促進研修・啓発事業	有	有	有	－
2　自発的活動支援事業	有	有	有	－
3　相談支援事業				
障害者相談支援事業	2	2	2	箇所
基幹相談支援センター	有	有	有	－
市町村相談支援事業機能強化事業	有	有	有	－
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	有	有	有	－
4　成年後見制度利用支援事業	実利用　8	実利用　10	実利用　12	人
5　成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	－
6　意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用　70	実利用　75	実利用　80	人
手話通訳者設置事業	1	1	1	人
7　日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	15	15	15	件/年
自立生活支援用具	60	60	60	件/年
在宅療養等支援用具	30	30	30	件/年
情報・意思疎通支援用具	30	30	30	件/年
排泄管理支援用具	4,200	4,200	4,200	件/年
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	15	20	25	件/年
8　手話奉仕員養成研修事業	登録見込　15	登録見込　20	登録見込　25	人
9　移動支援事業	26	26	26	箇所
	実利用　100	実利用　110	実利用　120	人/年
	延べ　4,500	延べ　4,725	延べ　4,950	H/年
10　地域活動支援センター	2	2	2	箇所
	実利用　250	実利用　250	実利用　250	人
11　その他の事業				
日中一時支援	70	70	70	人/年
移動入浴車派遣	60	60	60	回/月
更生訓練費給付	1	1	1	人/月
自動車運転免許取得・改造助成	10	10	10	件/年

【参考】地域生活支援事業による相談支援体制と協議会

地域生活支援事業においては、市町村が一般的な相談支援を実施する中で基幹相談支援センターを設置するなどし、地域の体制強化を図る仕組みとなっています。

一方、都道府県では発達障害者支援センター運営事業などの専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業等を行うこととされており、市と北海道で役割分担をしながら重層的な相談支援体制を構築することとなります。

■　相談支援における市と北海道の役割分担　■

市

【一般的な相談支援】

●障害者相談支援事業
　・基幹相談支援センター
●市町村相談支援機能強化事業
●住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
●成年後見制度利用支援事業

道

【専門性の高い相談支援】

●発達障害者支援センター運営事業
●障害者就業・生活支援センター事業
●高次脳機能障害支援普及事業
●障害児等療育支援事業

【広域的な支援】

●相談支援体制整備事業
●北海道自立支援協議会

また、協議会は、関係機関や障がいのある方、支援者等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方の支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化と体制整備に係る協議の場として機能します（障害者総合支援法第８９条の３）。

本市では、設置根拠が法定化される前の平成２０年度から、相談支援体制の構築を主眼に協議会を設置しています。ここでは、中立・公平性の確保の観点から委託相談支援事業者の活動報告及び運営評価を行うとともに、障がい者計画及び障がい福祉計画等の総括、部会活動によるケース分析や個別課題の協議・調整、研修事業の企画・運営等を行います。

今後も、支援ニーズの多様化・複雑化が進むことが想定され、協議会活動の一層の活発化が求められます。

■　苫小牧市地域自立支援協議会の構成　■

（平成２９年１２月３１日現在）

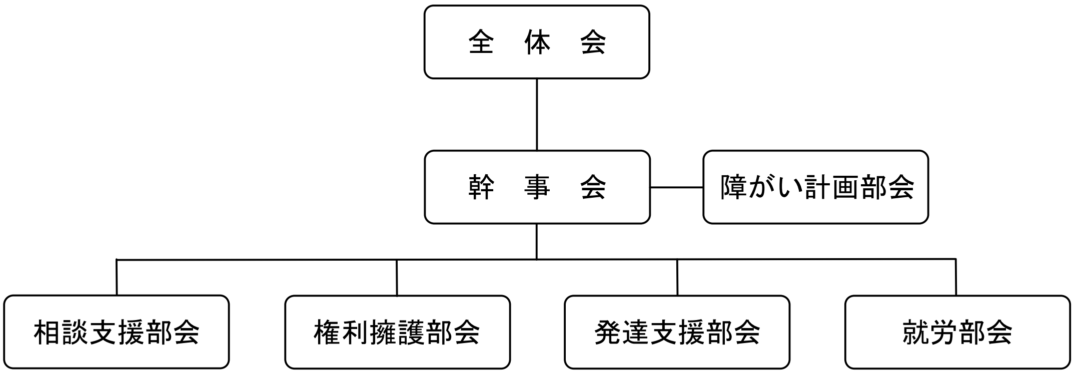

第 4 章
計 画 の 推 進

この計画の推進に当たっては、第３期苫小牧市障がい者計画の推進体制と同様に、「情報共有」「市民参加と協働」を取組の中心に据え、サービス提供実績の把握等による計画の評価と進捗管理を行うこととします。

具体的には、次の取組により計画を推進していきます。

①　情報共有

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、ホームページでの記事掲載や『福祉ガイドブック』の刊行などを通じて、サービス内容、利用手続等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

②　推進体制の整備と市民参加・協働

国や北海道の関係行政機関との連携を強化するほか、市の行政内部においては「福祉のまちづくり庁内連絡会議」等を通じた関係部署との連携を図っていきます。

また、障がい当事者や公募委員も参加する協議会の場を関係機関等との連携の場として機能させ、計画の推進を図ります。

③　計画の評価と進捗管理

この計画を着実に進めていくため、年度ごとに障害福祉サービス等の提供に係る実績や数値目標について点検・評価を行い、協議会への報告等により進捗管理を行います。

また、その結果に基づき、必要があると認めるときは、この計画の変更その他の必要な措置を講じることとします。